

一宮地方卸売市場業務規程（抜粋）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この業務規程は、淡路日の出農協一宮地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営、施設の管理、その他必要な事項を定めるものとする。

（市場の名称、位置）

第2条 市場の名称、位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 淡路日の出農協一宮地方卸売市場
- (2) 位 置 淡路市多賀1179

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。

- (1) 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、生鮮水産物、肉類、花き及びこれらの加工品を従たる取扱品目とする。

（開場日及び休業日）

第4条 市場の開場日及び休業日は次のとおりとする。

- (1) 開場日 毎週 月・水・金
- (2) 休業日（以下「休日」という。）毎週 火・木・土・日及び12月31日～1月4日

2 開設者は、前項の規定にかかわらず出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、これらの者の利益を著しく阻害しないと認めるときは、休日の日以外に休業日を定めることができる。

（開場の時間）

第5条 開場の時間は次のとおりとする。ただし、開設者は市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 開場の時間は、午前8時30分から午後3時まで

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の範囲内で開設者が別に定める。

（市場の業務の基本原則）

第6条 開設者は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取り扱いを行ってはならない。

一宮地方卸売市場業務規程（抜粋）

（臨時休業日等の周知）

第7条 開設者は、開場の期日若しくは時間、又は販売開始若しくは終了時刻を変更しようとするとき、又は市場を休業若しくは再開しようとするときは、あらかじめその旨を関係者に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

第8条～第12条（略）

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第13条 卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を当該事業年度経過後90日以内に作成しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の作成を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

第2節 買受人

第14条～第17条（略）

第3章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第18条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第19条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、相対取引の方法によることがで

一宮地方卸売市場業務規程（抜粋）

きる。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と買受人の間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (6) その他やむをえない理由により通常の卸売のための販売開始時刻以前に卸売をする場合

（卸売予定数量の公表）

第 20 条 開設者及び卸売業者は、その日の卸売の開始時刻までに、当日卸売を予定する物品について、主要な品目ごとの卸売予定数量を市場内に掲示するものとする。

2 開設者及び卸売業者は、当日卸売された主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売価格について、売買取引の方法ごとに市場内に掲示するものとする。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 9 条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る）を市場内にて掲示する。

第 21 条（略）

（改善命令）

第 22 条 開設者は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命令することができる。

2 開設者は、取引参加者が支配関係を持っている法人の業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を当該取引参加者に勧告することができる。

（売買取引の単位）

第 23 条 売買取引の単位は、重量及び数量による。ただし、これと異なる取引慣行がある場合は、開設者が決める。

第 24 条～第 6 条（略）

（差別的取扱の禁止等）

第 27 条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、市場における卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、その申し込みが受託契約約款によらないこと、その他正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

一宮地方卸売市場業務規程（抜粋）

第 28 条（略）

（卸売の相手方の制限）

第 29 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合及び他の卸売市場の卸売業者との契約に基づき集荷した物品を当該卸売業者に分荷又は卸売をする場合はこの限りでない。

第 30 条～第 31 条（略）

（売買取引の制限）

第 32 条 開設者は、せり売、又は入札売の場合において、不正又は不当な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認められるときは、買受人に対し、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為を行った者に対し、市場における業務を差し止めることができる。

(1) 売買取引について不正又は不当な行為を行ったと認めたとき。

(2) 売買代金の支払いを怠ったとき。

（衛生上有害な物品の売買禁止等）

第 33 条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

第 34 条（略）

（委託手数料の率）

第 35 条 卸売業者が卸売のための販売の委託引受けについて、その委託者から収受する委託手数料は、卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。）に取引品目ごとに次に掲げる率を乗じて得た金額とする。

(1) 野菜及びその加工品（漬物を除く。） 100 分の 8

(2) 果実及びその加工品 100 分の 8

(3) その他前 2 号に含まれないもの 100 分の 8

第 36 条（略）

（買受代金の即時支払義務）

第 37 条 買受人は、卸売業者から買受けた物品の引渡しを受けると同時に買受けた物品の代金（入札によって買受けた場合にあつては、買受けた額にその消費税額及び

一宮地方卸売市場業務規程（抜粋）

地方消費税額に当る額を加えた額、その他にあっては消費税額及び地方消費税額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときはこの限りではない。この場合、その支払猶予の特約の支払猶予期間は、買受けた物品の引渡しを受けた日から起算して取扱品目ごとに10日を越えることはできないものとし、それを超えた場合卸売業者の指示に従うとともに当該年度の前条第1項(3)に規定する完納奨励金の交付を受けることができないものとする。

2 前項の買受代金は、現金又は口座振替その他の送金の方法により送付する。

(決済の方法)

第38条 市場における売買取引の決済は、第34条から前条までに定めるもののほか、取引参加者の間で決定した支払方法により、取引参加者の間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第39条 卸売業者は、取扱品目の部類及び業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (2) その他卸売の業務に係る物品の品質管理を図るために必要な事項

2 買受人その他の市場関係事業者は、前項で定めた物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第40条 関連事業者が使用する施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対しても、市場施設の使用を承認することができる。

第6章 管 理

(市場秩序の保持等)

第41条 市場へ入場する者は、市場の業務又は市場内における他者の業務の妨害、その他市場内の秩序を乱す行為をしてはならない。

2 開設者は、市場の秩序の保持等を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者及び市場から出場する者に対し、入場の禁止及び出場の方法その他適当な

一宮地方卸売市場業務規程（抜粋）

措置をとることができる。

（環境の保持）

第 42 条 市場へ入場する者は、市場の清潔な環境の保持に務めなければならない。

2 開設者は市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の禁止その他適当な措置をとることができる。

第 7 章 雑 則

第 43 条（略）

附 則

1. この業務規程は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき知事の地方卸売市場の認定を受けた日、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。